

令和8年3月5日

輸送の安全確保に関する警告書の発出について

令和7年11月11日に、平戸市の経営する一般旅客定期航路事業において運航する旅客船「れぴーど」が、長崎県平戸市大島港にて停泊中、乗客が負傷する事案が発生しました。これを受けて、当局が、令和7年12月4日に、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、作業基準に定めた手順に沿った作業が実施されていない等の安全管理規程違反が確認されました。

そのため、輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者名：平戸市（市長 松尾 有嗣）

住所：長崎県平戸市岩の上町1508-3

2. 発出年月日

令和8年3月4日（水）

3. 警告の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：杉山(すぎやま)、小島(こじま)

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和7年11月11日	
事業者名	平戸市	
発出日	令和8年3月4日	
警告の内容	令和8年4月3日までに以下の是正措置を文書により報告すること。	
	1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	
	2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。	
	3. 船長は、安全管理規程第34条及び作業基準第8条に定めるところにより、乗下船作業を実施すること。	
	4. 運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、インシデントが発生したときは、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局に報告すること。	
	5. 運航管理者は、安全管理規程第51条の安全教育を行ったときは、安全管理規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。	
	6. 運航管理者は、安全管理規程第53条の訓練を行ったときは、安全管理規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。	
	7. 内部監査を行う者は、安全管理規程第55条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。	
	当該違反により付された違反点数	12点
	当該事業者が付された累積違反点数	12点